砂糖及びでん粉に関する新たな政策の展開方向

平成18年2月農林水産省

目 次

1	砂糖及びでん粉に関する新たな政策の基本方向・・・・・・・・・・・・ 1
	新たな制度の基本的枠組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
3	新たな制度の具体的内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	(1)生産者及び製造事業者に対する政策支援の考え方
	(2)新たな政策における資金の流れ等
	(3)調整金収支の均衡化を図るための制度運営

砂糖及びでん粉に関する新たな政策の基本方向

食料・農業・農村基本計画の見直しに向けた中間論点整理(平成16年8月)を踏まえ、同年8月より、「砂糖及びでん粉に関する検 討会」を開催し、平成17年3月に「砂糖及び甘味資源作物政策の基本方向」及び「でん粉及びでん粉原料用いも政策の基本方向」をと りまとめ。

この「基本方向」に示された内容に即し、糖価調整法の改正等新たな制度の具体化に向けた検討に着手。

砂糖及び甘味資源作物政策の基本方向

現状及び課題

【現行制度】

- ・ 糖価調整制度に基づき、輸入糖と国内産糖との価格調整を実施。
- 最低生産者価格以上で買い入れた原料で製造された国内産糖 に対して交付金を交付することにより、国内産糖製造事業者のコス トを償うとともに、生産者に対し最低生産者価格を保証。

短期的な課題

調整金収支の構造的悪化を是正する制度面の対応



- ・ 市場シグナルを反映した価格形成の仕組み ・ 輸入糖と国産糖のバランスを保つ政策支援のあり方)

中・長期的な課題

WTO、EPA等国際規律の強化に対応可能な政策の構築



品目別AMS削減、国境水準の見直しに対応できる「緑の 政策」への移行、砂糖業界のコスト削減を通じた競争力の 、強化

砂糖総需要量の維持

国民負担の低減努力

国産糖・国産精製糖とも内外の大きなコスト格差が存在する する中での、原料生産から精製までの各段階におけるコス ト是正のあり方

砂糖及び甘味資源作物政策の基本方向

制度の枠組み

砂糖に係る内外コスト格差の是正とこれに要する財源の確保を図るため、輸入 糖と国内産糖との価格調整を行う現行制度の枠組みを維持。

生産者・国内産糖製造事業者・精製糖製造事業者それぞれがコスト削減を進 めることにより、国民負担を低減。

甘味資源作物の価格形成

市場の需給事情を反映した甘味資源作物の取引価格(原料代)が形成される 制度に移行するため、最低生産者価格を廃止。

原料代は、生産者と国内産糖製造事業者との取決めに基づき決定。

甘味資源作物及び国内産糖に対する支援

てん菜については、米穀・麦・大豆・でん粉原料用ばれいしょと一体的に品目横 断的政策へ、さとうきびについては、零細な生産実態を踏まえ品目別政策へ移行。

国内産糖製造事業者に対しても、最大限の合理化が行われることを前提に、 引き続き、国内産糖の再生産を確保するための支援を実施。

調整金収支の悪化への対応

調整金収支の均衡化を図るため、国内産糖の供給量が一定量を超える場合 には、政策支援の上限を設定。

でん粉及びでん粉原料用いも政策の基本方向

現状及び課題

【現行制度】

- ・最低生産者価格以上で買い入れた原料いもで製造されたいもでん粉を必要に応じ買入基準価格で政府が買い上げることにより、いもでん粉の取引価格を下支えするとともに、生産者に対し最低生産者価格を保証。
- ・ 関税割当制度の下、コーンスターチ用とうもろこし等との抱合せにより、買入基準価格での国産いもでん粉の販路を確保。

WTO、EPA等国際規律の強化に対応可能な政策の構築

- ・透明性の高い新たな制度を構築
 - ·品目別AMS削減に対応できる「緑の政策」への移行
 - ・国境水準の見直しに対応できるいもでん粉及び 原料用いものコスト削減を通じた競争力の強化

<u>輸入ばれいしょでん粉等に対抗できる体制の構築</u> ・ばれいしょでん粉固有用途販売の縮小

かんしょでん粉供給における高コストの是正

- ・高齢で零細な原料用いもの生産構造
- ・でん粉工場の操業率の低下(6割を下回る水準)

国民負担の低減努力

でん粉及びでん粉原料用いも政策の基本方向

制度の枠組み

抱合せを廃止し、国際規律の強化に対応し得る透明性の高い制度へ移行 政策支援の財源はコーンスターチ製造業者に対し、抱合せ負担に換えて新た な負担を求めることを基本

販路の確保へ向け、糖化用向けの安定供給と、付加価値の高い化工でん粉向けの販路開拓ができる仕組みの導入

国内産いもでん粉の糖化用向けの数量を限定

コスト削減を実現するため、ばれいしょでん粉については、でん粉含有量の多い 専用品種を中心とした計画的な生産、出荷体制の構築、かんしょでん粉について は、原料処理量に見合ったでん粉工場の再編等を推進

でん粉原料用いもの価格形成

市場の需給事情を反映したでん粉原料用いもの取引価格(原料代)が形成される制度に移行するため、最低生産者価格を廃止。

原料代は、生産者と国内産いもでん粉製造事業者との取決めに基づき決定。

でん粉原料用いも及び国内産いもでん粉に対する支援

でん粉原料用ばれいしょについては、米穀・麦・大豆・てん菜と一体的に品目横断的政策へ、でん粉原料用かんしょについては、零細な生産実態を踏まえ品目別政策へ移行。

国内産いもでん粉製造事業者(委託加工を行う原料用いも生産者を含む)に対しても、最大限の合理化が行われることを前提に、引き続き、国内産いもでん粉の再生産を確保するための支援を実施。

2 新たな制度の基本的枠組み

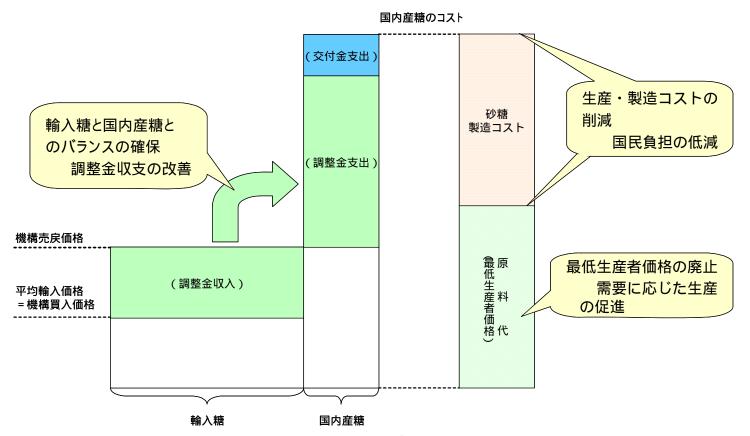
(1)砂糖及び甘味資源作物に関する制度

輸入糖と国内産糖との内外のコスト格差の是正とこれに要する財源の確保を図る<u>現行の糖価調整制度の枠組みは維持</u>しつつ、甘味資源作物の生産から砂糖の製造までの各段階においてコスト削減を進めることにより、国民負担を低減。

<u>甘味資源作物の最低生産者価格を廃止</u>し、<u>市場の需給事情を反映した取引価格が形成される制度へ移行</u>することにより、<u>需要に応じ</u>た生産を促進。

輸入糖と国内産糖とのバランスを確保する仕組みを導入することにより、近年悪化している調整金収支を改善。

現行制度及び見直しの基本的な考え方



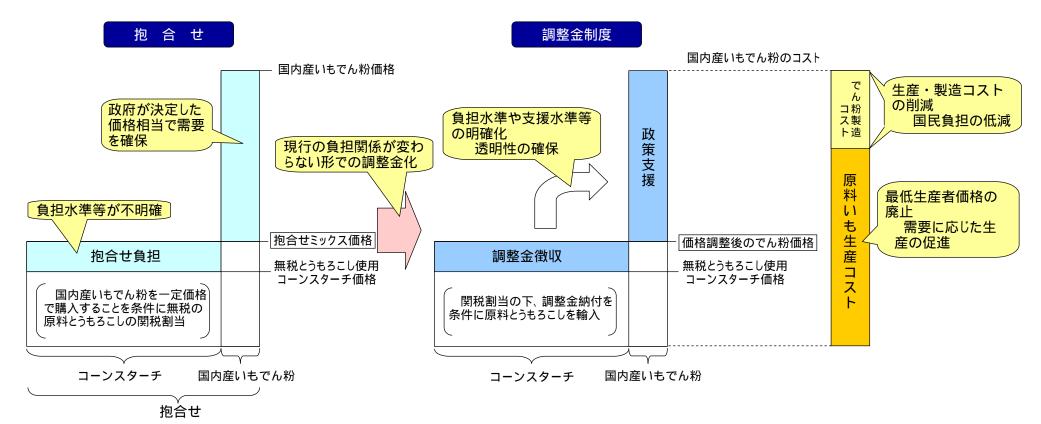
(2)でん粉及びでん粉原料用いもに関する制度

<u>抱合せを廃止</u>する一方、糖価調整法等を改正して、<u>コーンスターチ用とうもろこし等から新たに調整金を徴収する仕組みを導入</u>し、 国際規律の強化に対応し得る透明性の高い制度へ移行。

<u>でん粉原料用いもの最低生産者価格を廃止</u>し、<u>市場の需給事情を反映した取引価格が形成される制度へ移行</u>することにより、<u>需要に</u> <u>応じた生産を促進</u>。

引き続き、<u>コーンスターチ用とうもろこし等の関税割当制度を維持</u>していくことや、<u>新たに関係者によりでん粉需給に関する協議を</u> 行うための場を設置し需給を的確に見通すことを通じて、国内のでん粉需給の安定を確保。

現行制度及び見直しの基本的な考え方



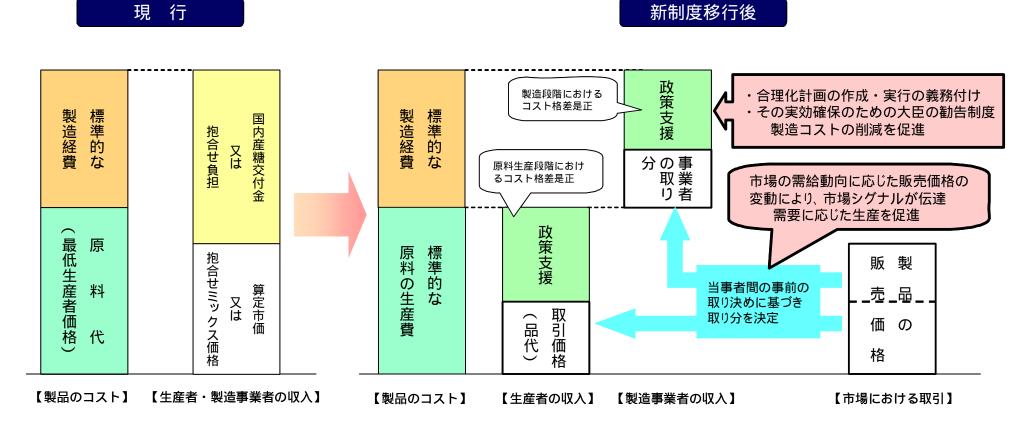
3 新たな制度の具体的内容

(1)生産者及び製造事業者に対する政策支援の考え方

最低生産者価格の廃止後における<u>原料作物の取引価格</u>は、<u>生産者と製造事業者との事前の取り決めに基づき</u>、当事者間で決めた比率によって、<u>製品の販売価格を分配する方式(収入分配方式)により形成</u>。

このとき、生産者は取引価格だけでは生産コストを賄うことができないため、<u>取引価格と生産費の差に着目した支援を実施</u>。 また、最大限の合理化が行われることを前提に、製造事業者(委託加工を行う原料用いも生産者を含む)に対する支援を実施。

現行制度と新たな政策支援のイメージ



(2)新たな政策における資金の流れ等

改正糖価調整法に基づく砂糖及びでん粉に係る価格調整に関する業務は、<u>農畜産業振興機構において、砂糖及びでん粉に係る経</u> 理を区分しつつ実施。

<u>さとうきび及びでん粉原料用かんしょに係る政策支援、製造事業者に対する政策支援は、農畜産業振興機構において、改正糖価</u> 調整法に基づく支援として実施。

てん菜及びでん粉原料用ばれいしょに係る政策支援は、国において、麦・大豆等とともに、担い手の経営安定を図る<u>品目横断的</u> 経営安定対策として実施。その際、農畜産業振興機構から国庫へ調整金の一部を納付し、これらの政策支援の財源に充当。

新たな政策に係る資金の流れ(イメージ)

現行政策 新たな政策 改正糖価調整法に基づく支援 糖価調整法に基づく支援 さとうきび生産者 交付金 農畜産業振興機構 精製糖企業等 **贤低生産者価格** 国内産糖 内産糖交付金 交付金 農畜産業振興機構 国内産糖製造事業者 甘味資源作物生産者 製造事業者 精製糖企業等 調整金 合理化計 画の策定 が前提 品目横断的経営安定対策 てん菜 国庫納付金 交付金 区分経理 生産者 抱合せによる引取り でん粉原料 交付金 国庫納付金 用ばれい しょ生産者 農畜産業振興機構 国内産いもでん粉製造事業者 低生産者価格 でん粉原料用いも生産者 合理化計 ん粉 ンスター 改正糖価調整法に基づく支援 画の策定が前提 調整金 ・チ企業等 国内産いもでん粉 交付金 チ企業等 製造事業者 でん粉原料用かん 交付金 しょ生産者

(3)調整金収支の均衡化を図るための制度運営

てん菜・てん菜糖については、これまで、<u>調整金収支の不均衡に対応</u>するため、<u>関係者の共同による自主的な取組</u>として、<u>一定量を</u> 超える数量に係るてん菜糖について国内産糖交付金の交付対象外とする措置を実施。

新制度の下では、<u>調整金収支の均衡による安定的な制度運営</u>を図るため、<u>関係者の自主的な取組みを基本</u>としつつ、<u>国内生産量が適</u> 正な供給規模を超える場合には、原料作物の生産者及び製造事業者に対する政策支援に上限を設定。

政策支援の上限設定の運用イメージ(検討中)

- ・ 支援対象数量の水準は、需要に応じた生産の促進を基本とし、関係者の意見も聴取しつ つ、調整金収支の均衡が図られる水準に設定。
- 支援対象数量を上回る数量については、支援の対象外。

